

別表 9（認定品目：再生資源を含有したタイル）

認定基準	
項目	基準
①対象資材	別表 9-1 に掲げる再生資源を含有したセラミックタイルとする。これら以外の再生資源を含有していないこと。
②品質性能	JIS A 5209 に適合していること。（ただし、セラミックタイル型枠先付け工法に用いるタイルのきじの質は、磁器質又はせつ器質とする。この場合のせつ器質タイルは、JIS A 5209 ににかかわらず吸水率 3% 未満のものとする。）
③再生資源の含有率	<ul style="list-style-type: none"> 別表 9-1 に掲げる再生資源の合計重量が製品重量の 20% 以上であること。 環境負荷低減等の効果が認められるものについては、この含有率の限りでない。
④環境安全性	<ul style="list-style-type: none"> 製品又は再生資源が溶出量基準Ⅱ群に適合すること。 鉄鋼スラグ、下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを再生資源として使用する場合は、併せて、製品又は再生資源が含有量基準群（シアンに係る基準を除く。）に適合すること。 コンクリート塊のみを再生資源として用いる場合は、基準は適用しない。 上記に定める物質以外の溶出、含有が懸念される場合は、懸念される物質が基準に適合していること。
⑤品質管理	公的規格等取得工場、準公的規格等取得工場又は ISO 9001 認証取得工場で製造等がなされ、当該規格等に沿った品質管理がなされること。
⑥環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表 9-2 に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。

別表 9-1 使用可能な再生資源

使用可能な再生資源	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊 下水汚泥溶融スラグ 一般廃棄物溶融スラグ 鉄鋼スラグ（高炉スラグ、製鋼スラグ） 陶磁器くず（廃瓦、レンガくず、陶器くず、磁器くず） 廃ガラス 上水汚泥（焼却灰を除く） 採石及び窯業廃土 フライアッシュ
-----------	--

別表 9-2 環境負荷増減状況

	段階	新材製品との比較内容
環境負荷増減検討項目	製造	ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。
	流通	イ 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。
	使用消費	ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。
	廃棄	エ 廃棄時に新材による製品に比べ処理困難物とならないか。埋立等により生態系の破壊を引き起こさないか。
	再リサイクル	オ カ 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取組は実施しているか。再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。